

宮城県中小企業融資制度取扱要領改正の要点について (令和3年9月27日施行)

1. 宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の改正

(1)趣旨

事業再生計画実施支援資金(感染症対応枠)に係る経営者保証免除対応の要件緩和
事業再生計画実施関連保証(感染症対応型)における経営者保証免除対応の要件変更に伴う自治体
制度融資の改正について、中小企業庁事業環境部金融課から依頼されたことから、取扱要領の改正を
行うもの。

(2)改正内容

・「直近の決算が資産超過であること」が「令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記
入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること」に改正

要領第2(15)事業再生計画実施支援資金チ(ロ)g信用保証料を下記のとおり変更

改正前

a直近の決算書が資産超過であること

b法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営
者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)について、社会通念上適切
な範囲を超えていないこと

改正後

a 令和2年1月29日時点における直近の決算から確認書記入日時点における直近の決算までのい
ずれかにおいて資産超過であること

b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分さ
れており、法人と経営者の間の資金のやりとり(役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等)につ
いて、社会通念上適切な範囲を超えていないこと

・要領第2(5)新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金リ(へ)信用保証料の文言改正

・要領第2(15)事業再生計画実施支援資金口融資の対象(チ)の削除(個人債務者の私的整理に関す
るガイドラインが令和3年3月末をもって終了したため)

2. 宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の改正

(1)趣旨

・創業育成資金に係る融資対象者の追加及び創業等関連保証の廃止による文言削除

(2)改正内容

・要領第2(3)創業育成資金ロ(ハ)を下記のとおり追加

(追加内容)

上記(ロ)aに規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業
の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立新規中小企業者が事業を開始

した日から起算して5年を経過していないとして、新規中小企業者とみなされるもの。

- ・要領第2(3)創業育成資金ホ(イ)融資限度額の但し書きを削除
(融資金額が2,000万円を超える場合は、自己資金の額を限度額とする規定の廃止)
- ・要領第2(3)創業育成資金ホ(チ)その他から「創業等関連保証」を削除
- ・要領第2(1)富県宮城資金ロ(ロ)先端設備等導入枠の法令変更

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

	改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金 イからチまで (略)</p> <p>リ 融資の条件</p> <p>(イ) から (ホ) まで (略)</p> <p>(ハ) 信用保証料 借入金額に対し、0.85%とする。 ただし、次のa及びbを満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより本制度における<u>経営者保証</u>免除対応を適用することができる。</p> <p>a 令和2年1月29日時点における直近の決算から<u>経営者保証を免除</u>することにより 認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること</p> <p>b (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>又 (略)</p> <p>(6) から (14) まで (略)</p> <p>(15) 事業再生計画実施支援資金 イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>(イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ロ) 認定支援機関（産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ハ) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>(ニ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(ホ) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(ハ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金 イからチまで (略)</p> <p>リ 融資の条件</p> <p>(イ) から (ホ) まで (略)</p> <p>(ハ) 信用保証料 借入金額に対し、0.85%とする。 ただし、次のa及びbを満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより本制度における<u>経営者保証</u>免除対応を適用することができる。</p> <p>a 令和2年1月29日時点における直近の決算から<u>経営者保証を免除</u>することにより 認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること</p> <p>b (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>又 (略)</p> <p>(6) から (14) まで (略)</p> <p>(15) 事業再生計画実施支援資金 イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>(イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ロ) 認定支援機関（産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ハ) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>(ニ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(ホ) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(ハ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) から (4) まで (略)</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金 イからチまで (略)</p> <p>リ 融資の条件</p> <p>(イ) から (ホ) まで (略)</p> <p>(ハ) 信用保証料 借入金額に対し、0.85%とする。 ただし、次のa及びbを満たす場合に、保証料率を0.2%上乘せすることにより本制度における<u>経営者保証</u>免除対応を適用することができる。</p> <p>a 令和2年1月29日時点における直近の決算から<u>経営者保証を免除</u>することにより 認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること</p> <p>b (略)</p> <p>(ト) (略)</p> <p>又 (略)</p> <p>(6) から (14) まで (略)</p> <p>(15) 事業再生計画実施支援資金 イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象 以下に掲げるいずれかの計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限る。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p> <p>(イ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ロ) 認定支援機関（産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画</p> <p>(ハ) 特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画</p> <p>(ニ) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画</p> <p>(ホ) 株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画</p> <p>(ハ) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行った事業再生計画</p>

(ト) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

(チ) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

(リ) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

(ル) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

ハからトまで (略)

チ 融資の条件

(イ) (略)

(ロ) 感染症対応枠

a から f まで (略)

g 信用保証料

責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。

責任共有制度の対象外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。

ただし、次のa及びbを満たす場合に、保証料率を0.2%以上乗せすることにより本制度における経営者保証免除対応を適用することができる。

a 令和2年1月29日時点における直近の決算から経営者保証免除対応確認書記入日時点における直近の決算までのいずれかにおいて資産超過であること

b 直近の決算における法人と代表者との関係において、法人と経営者の資産・経理が明確に区分されており、法人と経営者の間の資金のやりとり（役員報酬・賞与、配当、オーナーへの貸付等）について、社会通念上適切な範囲を超えていないこと。

h から i (略)

(16) まで (略)

様式第1号から様式第3号 (略)

(ト) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

(チ) 個人債務者の私的整理に関するガイドラインに基づき成立した弁済計画

(リ) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく調停における調書（同法第17条第1項の調停条項によるものを除く。）又は同法第20条に規定する決定において特定されたもの

(ル) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

(ル) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

ハからトまで (略)

チ 融資の条件

(イ) (略)

(ロ) 感染症対応枠

a から f まで (略)

g 信用保証料

責任共有制度の対象の場合は、借入金額に対し、0.8%とする。

責任共有制度の対象外の場合は、保証委託額に対し、1.0%とする。

ただし、本制度における免除対応を適用する場合は、それぞれ0.2%を上乘せする。

h から i (略)

(16) まで (略)

様式第1号から様式第3号 (略)

附 則

1 この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。

3 この要領の施行の際、現に改正前の宮城県中小企業経営安定資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の一部を改正する要領

宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領（平成9年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

改 正 後 (新)	改 正 前 (旧)
<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 富県宮城資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 先端設備等導入枠</p> <p>中小企業等経営強化法第52条の規定による市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等導入を行うもの(ただし、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者に限る。)</p> <p>ハからヘまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 創業育成資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業を県内で開始しようとする者のうち、次の(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかに該当し、かつ、(ニ)を満たすもの</p> <p>(イ) 創業を行うおととする者で次のいずれかに該当するもの(創業者)</p> <p>a 事業を営んでいない個人であって、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>b 事業を営んでいない個人であって、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>c (略)</p> <p>(ロ) 創業5年を経過していない者で次のいずれかに該当するもの(新規中小企業者)</p> <p>a 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>b から c まで (略)</p> <p>(ハ) 上記(ロ) aに規定する新規中小企業者であって新たに会社を設立したものが、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立新規中小企業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、新規中小企業</p>	<p>第1 (略)</p> <p>(資金の取扱い)</p> <p>第2 要綱第4で定める資金の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 富県宮城資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 先端設備等導入枠</p> <p>生産性向上特別措置法第40条第1項の規定による市町村の認定を受けた先端設備等導入計画に従って、先端設備等導入を行うもの(ただし、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する中小企業者に限る。)</p> <p>ハからヘまで (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 創業育成資金</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 融資の対象</p> <p>中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条に規定する業種に属する事業を県内で開始しようとする者のうち、次の(イ)___又は(ロ)___のいずれかに該当し、かつ、(ハ)を満たすもの</p> <p>(イ) 創業を行うおととする者で次のいずれかに該当するもの(創業者)</p> <p>a 事業を営んでいない個人が借入金と同額以上の自己資金を有し、1か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>b 事業を営んでいない個人が借入金と同額以上の自己資金を有し、2か月以内(認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は、6か月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの</p> <p>c (略)</p> <p>(ロ) 創業5年を経過していない者で次のいずれかに該当するもの(新規中小企業者)</p> <p>a 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの</p> <p>b から c まで (略)</p>

者とみなされるもの。

(三) 新たに開始しようとする事業が許認可等を必要とする場合においては、許認可等を取
見込であること。

ハからニまで (略)

ホ 融資の条件

(イ) 融資限度額 一企業 3,500万円

(ロ) から (ト) まで (略)

(チ) その他

本資金に係る融資の手続等については、本制度要領のほか、協会に
おいて別に定める「創業関連保証」_____に係る保
証事務取扱いによるものとする。

(4) から (7) まで (略)

(ハ) 新たに開始しようとする事業が許認可等を必要とする場合においては、許認可等を取
見込であること。

ハからニまで (略)

ホ 融資の条件

(イ) 融資限度額 一企業 3,500万円

ただし、ロの融資の対象の(イ)のa及びbにおいて、融資金額が
2,000万円を超える場合は、自己資金の額を限度額とする。

(略)

(ロ) から (ト) まで

(チ) その他

本資金に係る融資の手続等については、本制度要領のほか、協会に
おいて別に定める「創業関連保証」及び「創業等関連保証」に係る保
証事務取扱いによるものとする。

(4) から (7) まで (略)

附 則

- 1 この要領は、令和3年9月27日から施行し、令和3年度予算に係る資金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該資金に係る予算が成立した場合に、当該資金にも適用するものとする。
- 3 この要領の施行の際現に改正前の宮城県中小企業産業振興資金融資制度取扱要領の規定により貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

改正後の要綱等の郵送を廃止します

ペーパーレス等の観点から改正後の要綱等の印刷・郵送を廃止します。

令和3年8月30日より、県ホームページに要綱等を掲載するよういたしましたので、

そちらからダウンロード願います。

掲載箇所

- ・ トップページ>分類でさがす>しごと・産業産業>支援・企業支援>金融制度
>宮城県中小企業融資制度要綱等一覧
- ・ 商工金融課ページ>中小企業金融>宮城県中小企業融資制度要綱等一覧

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/miyagiprefecture-institutional-financing.html>

